

## 6 申請から認定までの流れ

- 1 計画書の作成・必要書類の準備  
事業者において、申請書及び必要書類を作成します。
- 2 岡山県への申請  
事業者が、申請書及び必要書類を、岡山県BCP認定制度事務局(以下「事務局」という)に提出します。
- 3 訪問ヒアリング  
申請書及び必要書類を受け付け、漏れがないか確認した上で、審査前に財団職員が訪問ヒアリングいたします。
- 4 岡山県BCP認定制度審査委員会における審査  
岡山県BCP認定制度審査委員会において審査を行います。
- 5 認定の決定通知  
審査委員会の審査報告を踏まえて、県が認定の決定を行い、認定の決定を通知します。
- 6 認定証交付  
認定された事業者に認定証を交付します。

## 7 申請の方法

- 1 申請に必要な書類 … ①申請書(様式第1～3号)  
②取組の内容が確認できる書類(BCP等)  
③会社概要がわかるもの(パンフレット等)  
④直近過去1年間の決算報告書(貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表等)  
⑤誓約書  
※様式はホームページからダウンロードいただけます。  
※取引先や個人情報については、黒塗りや空欄にして特定されないようにしたうえで提出いただいて結構です。
- 2 提出方法 …… 上記①～⑤をPDFデータにて、事務局のメールアドレス(下記参照)にご提出ください。  
※1回あたりのメール受信データの上限は10MBまでです。容量を超える場合は、分割してお送りください。
- 3 申請期間 …… 令和8年7月13日(月)から令和8年9月30日(水)必着  
※提出後、申請受領のご連絡をいたします。1週間以内に連絡のない場合は、事務局までお問い合わせください。
- 4 認定スケジュール … 審査委員会を開催し、審査報告を踏まえて県が認定の決定を行い、認定の決定を通知します。認定証の交付は、令和9年3月頃に行う予定です。
- 5 ホームページ …… <https://www.pref.okayama.jp/page/790963.html>



## 8 お問い合わせ先(事務局)

公益財団法人 岡山県産業振興財団 経営支援部 中小企業支援課

〒701-1221 岡山県北区芳賀5301(テクノサポート岡山)

TEL 086-286-9626

E-mail [sinfo@optic.or.jp](mailto:sinfo@optic.or.jp)

岡山県BCP認定制度

検索



見えていますか?  
会社の未来。

備えて、守る。企業経営の明日をサポート。

# 岡山県BCP認定制度

令和8年度中小企業BCP(事業継続)推進・策定支援事業

岡山県  
公益財団法人岡山県産業振興財団

## 1 BCP(事業継続計画)とは

BCPとは、災害などの緊急事態における企業や団体の事業継続計画(Business Continuity Plan)のことです。自然災害や感染症、テロ、システム障害など危機的な状況に遭遇した時に損害を最小限に抑え、**重要な業務を継続し早期復旧を図る**ことを目的としています。とりわけ、地域に根差した事業活動を行っている中小企業の事業の継続は、地域産業の安定・継続の観点から極めて重要です。

## 2 岡山県BCP認定制度とは

平成30年7月豪雨、能登半島地震による災害や新型コロナウイルス感染症拡大による事業活動の寸断、南海トラフ巨大地震の被害想定を発表などにより、有事の際に事業を早期復旧・継続するためのBCP(事業継続計画)への関心が高まっていますが、県内のBCP策定済の中小企業は製造業で24.4%、小売・卸売業で12.7%(いずれも特定企業を対象とした県景況調査)に止まっています。

このような状況を踏まえ、岡山県では、災害等不測の事態が発生しても事業を継続するための経営者と従業員が知恵を出し合う優れた取組や、取引先や地域と連携した取組を行う事業者を認定し、その取組が他の事業者に波及することを通じて、環境変化に強い企業や地域を作ることの目的に、「岡山県BCP認定制度」を運用します。

## 3 認定基準について

- 1 「自社の取組」の13項目および、「自社と取引先の取組」の2項目のすべての取組と「地域と連携した取組」の1つの項目(任意)について、評価基準※に適合するかを審査委員会が審査します。

### すべての取組を満たすこと

#### ▶ 自社の取組

- ① 地域及び事業所の被害想定
- ② 中核事業及び重要業務の選定
- ③ 中核事業の目標復旧時間
- ④ 従業員及び従業員の家族の安否確認方法
- ⑤ 災害時の対応体制、BCP発動基準と指揮命令系統
- ⑥ 情報システム、データ等のバックアップ
- ⑦ 災害直後に連絡を取ることが必要な顧客、協力会社、取引先などのリスト
- ⑧ 従業員の防災や事業継続の意識・知識の向上、人材育成にかかる取組
- ⑨ 定期的な訓練
- ⑩ BCPの定期的な見直し
- ⑪ BCPの運用をチェックする体制(事業継続に取り組む組織体制)
- ⑫ 感染症発生時の対応 ※感染症リスクを想定している場合のみ
- ⑬ 経営者のBCPの必要性の認識

#### ▶ 自社と取引先の取組(事業を止めない仕組みづくり)

- ⑭ 取引先との協議
- ⑮ 代替対策の策定

#### ▶ 地域と連携した取組 **任意** 地域貢献・地域連携にかかる取組

※評価基準はホームページで公開しております。

- 2 ①の基準を充足する事業者で、地震リスク、風水害(台風・大雨・洪水)リスク、感染症リスクの内、自社のBCPが想定するリスクの数に応じて、認定ロゴマークを3段階に区別し、交付します。

### 地震、風水害、感染症リスクの内…

1つのリスクを想定し、BCPを策定している場合



1つ星認定

2つのリスクを想定し、BCPを策定している場合



2つ星認定

全てのリスクを想定し、BCPを策定している場合



3つ星認定

- 3 更新申請の場合、既に認定されている項目・リスクも含めて審査します。

## 4 認定事業者への特典

- 1 岡山県ホームページ等での公表

認定を受けた事業者は、岡山県のホームページ等で公表します。事業継続対策は、事業者の皆様の関心も高く、多くの方々にホームページを閲覧いただいております。公表されることによるPR効果が見込まれます。

- 2 認定証の交付

認定された事業者に認定証を交付します。

- 3 認定ロゴマークの使用

認定を受けた証として、認定事業者へ認定ロゴマークを交付します。ロゴマークは、社員の名刺や広告、ホームページで使用し、PRに活用することができます。

- 4 損害保険会社、金融機関からの優遇措置

岡山県と包括連携協定を締結する損害保険会社、金融機関から優遇措置を受けることができます。

## 5 認定の対象となる事業者

次の5項目すべてに該当すれば認定の対象となります。

- ① 岡山県内に主な事業所があること(審査の範囲は岡山県内とする)。
- ② 申請日現在において事業活動を行っていること。
- ③ 反社会的勢力(暴力団等)でないこと。
- ④ 事業者の事業継続のための取組を積極的に行っていること。
- ⑤ 取引先との事業継続のための取組 又は 地域と連携した事業継続のための取組のいずれか 又は 双方を積極的に行っていること。